

事務所通信

平成25年新春号

新年、あけましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

「一年の計は元旦にあり」といわれます。
平成25年の目標は立てられましたか？

当事務所は、12月決算という扱いになりますので、1月がいうなれば、新事業年度になります。

当事務所の目標は、対前年比で売上げ3パーセント増としました。

この目標が、高めなのか低めなのか、事務所内でも賛否両論あるようですが、とにかく立てた目標に向かって日々行動するだけです。

目標には、短期的な目標と、長期的な目標があります。

長期的な目標は、たとえば、社会的成功と人間的成功の両方をバランスよく目指す、といったものや、地域でナンバーワンになる、などがあげられると思います。

短期的な目標の例として、売上や粗利を対前期比〇〇パーセント増、または〇〇〇万円増、といったものがあげられます。

また、売上や粗利ではなく、顧客数（人数）を〇〇件（人）増や、数量を〇〇数増、回数の増加などといったものもあげられます。

短期的な目標を立てるときは、「SMARTの原則」に従ったほうがいいのかと、私は思います。

SMARTの原則とは、

「具体的である（Specific）」

「計測できる（Measurable）」

「同意している（Agreed）」

「実現できそうなことである（Realistic）」

「具体的な期限がはっきりしている（Time）」

という要素がはいったもので、これらの頭文字をとったものです。

通常は、「今期」の目標ですから、1年経って必ず計測できるものいいですね。
御社の目標が、1年経った時に見事に達成されますように、強く願っております。
本年も、どうぞよろしく願い致します。

今回は、平成25年から新しく適用される制度について3つみていきます。

1. 国外財産調書の提出の義務化

この制度は、日本に居住する個人が、毎年12月31日時点で、合計5,000万円を超える国外財産を所有する場合に、翌年の3月15日までに、所定の記載をした調書を税務署に提出しなければならないものです。

(1) 対象者は、生活の本拠が日本にある、日本人個人、外国人個人です。

(2) 国外財産の対象範囲の一例をあげます。

① 不動産については、国外にあるものが「国外財産」の対象となります。

この点はわかりやすいです。

② 少々理解しづらいのは、預金・有価証券です。

国外財産になるのは、

- ・ 三井住友銀行ニューヨーク支店の円預金や外貨預金
- ・ 外国企業が発行する株式・社債
- ・ 外国政府が発行する国債・地方債
- ・ 外国籍の投資信託（外貨建てMMFを含む） 　　です。

国内財産とされるのは、

- ・ 三井住友銀行八王子支店の外貨預金
- ・ シティバンク銀行青山支店の円預金や外貨預金
- ・ 日本企業が外国で発行する株式・社債
- ・ 日本籍の投資信託で信託財産に外国証券を含むもの 　　です。

この制度では、有価証券に関しては、発行者によって国内財産か国外財産かを区別しました。

たとえば、野村証券八王子支店でアメリカ国債を購入すると、国外財産の対象になってしまうのです。

(3) 未提出の場合には、罰則規定がありますので、注意が必要です。

2. 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。平成25年分以後の所得税から適用になります。

また、復興所得税が平成25年1月から、かかってきます。

これにより、平成25年分からの源泉徴収税額表が変わります。

3. 給与所得者の特定支出控除の拡大

平成25年分から、給与所得控除の「特定支出控除」の範囲が拡大され、計算方法も見直しされます。

(1) 平成24年分までは、控除対象とされる特定支出の範囲は下記の通りでした。

項目	特定支出の内容
通勤費	通勤のために通常必要な運賃等の額
転居費	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費、家財の運送費等の額
研修費	職務に直接必要な技術・知識を習得することを目的として受講する研修費
資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用
帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度）

(2) 平成25年分からは、上記の他に、「勤務必要経費」が特定支出の追加範囲とされました。

「勤務必要経費」とは、次の支出で、その支出が職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明されたものをいいます。

また、その支出の合計額が、65万円を超える場合には、65万円を限度とされます。

- ① 職務と関連のある図書の購入費
書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの
- ② 職場で着用する衣服の衣服費
制服、事務服その他勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出
- ③ 職務に通常必要な交際費
交際費、接待費などの費用で、勤務先の会社の得意先、仕入先その他職務に関係のある者に対する接待、贈答の支出

(3) 役員、従業員の方々から上記のような支出をして、「特定支出控除」を適用したいときは、必ず、会社の社長か、経理・総務の責任者に証明書の発行を求めてきます。

その際は、証明書の発行をお願いいたします。具体的には、当事務所にお問い合わせくださいませ。

(4) 計算方法は、その年の特定支出の合計額が、給与所得控除額の2分の1を超える場合、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができます。

(代 表 立 川 勝 一)

■ 編集後記

昨年は、『禁煙』を目標にし、無事成功することができました。

しかし、禁煙によるストレスからか、夕食後のおやつ（チョコ系）が定番となり、気がつけば、自己ベスト？の体重を記録してしまいました。

このままでは・・・

今年は、『年末までに、5kg痩せる』という目標を立てました。

「実現できそうなことである (Realistic)」以外は、『SMARTの原則』に従っているので、80%達成できると思います。

達成できたら、次に6kg、7kg・・・と上方修正を繰り返し、少しでも理想体重に近づけたらと考えております。

例年、前年の12月20日ごろまでには、「税制改正大綱」という、翌年度のさまざまな税制の改正の原案が出されます。そして、通常は3月の国会で、正式にその原案が可決されるのです。

「平成25年度税制改正大綱」は、1月の終わりごろになるようです。

(本 山)